

おおいた産業人財センター利用規程

(目 的)

第1条 この規程は、大分県内の企業とU I J ターン就職希望者とのマッチングや概ね40歳未満の若年者の就職支援等を実施するおおいた産業人財センター（以下「人財センター」という。）の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

(提供するサービス等)

第2条 人財センターは、従業員の雇入れや職場定着に意欲的に取り組む県内企業や県内企業への就職を希望するU I J ターン就職希望者、概ね40歳未満の若年者からの利用申込みを受け付け、人材確保や就職支援等のサービスを提供するものとし、その詳細は別に定める。

2 前項のサービス利用料は、無料とする。

(開所時間等)

第3条 人財センターの開所時間は、午前9時30分から午後6時までとする。

2 人財センターの閉所日は、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、人財センター運營業務の受託者が閉所日に業務を実施することは妨げない。

(登録対象等)

第4条 人財センターの登録対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 県内企業 次のいずれかに該当し、大分県内の事務所又は事業所(本・支店、営業所、工場等の事業拠点を含む。)で従業員の雇入れや職場定着に意欲的に取り組む企業

- イ 大分県中小企業活性化条例(平成25年大分県条例第17号)第2条第1項に規定する中小企業
- ロ その他、誘致企業等、県が政策的に必要と認める企業

二 U I J ターン就職希望者 次のいずれかに該当し、県内企業への就職を希望する者

- イ 現在の従業地が大分県外の者
- ロ 現在無職又は直近の従業地が大分県外の者
- ハ 大分県外の大学(院)、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校等の在学生及び未就職卒業生

三 概ね40歳未満の若年者 就職を希望する概ね40歳未満の者

2 前項第1号に掲げる県内企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、人財センターの利用を認めないものとする。

一 人財センターの利用申込みの前日から起算して1年前の間に労働関係法令の違反を行っていることにより、次のいずれかに該当する企業

- イ 都道府県労働局労働基準部(労働基準監督署を含む)から送検された

- ロ 都道府県労働局職業安定部または需給調整事業部もしくは運輸局の告訴または告発により送検された
- ハ 上記イ又はロに該当しない場合であって、告訴または告発により送検されることが明白
- 二 労働保険料を滞納している又は社会保険の適用事業所であるにも関わらずに加入していない企業
- 三 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする企業
- 四 大分県の県税を滞納している企業
- 五 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれかに該当するか、次の各号のいずれかに該当する者がその経営に実質的に関与している企業
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ロ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ハ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ニ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ホ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ヘ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ト 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - チ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(登録手続等)

- 第5条 人財センターの利用を希望する者は、別に定める利用申込書又は人財センターのホームページに設置した利用申込みフォームに必要事項を入力し、利用を申込みものとする。
- 2 人財センターは、前項の申込みを受け付けたときは、大分県が指定する顧客管理システムに申込みのあった情報を登録するものとする。
- 3 人財センターは、登録者から収集した機密情報及び個人情報(以下「登録情報」という。)を大分県個人情報保護条例(平成13年大分県条例第45号)等に基づき、適正に取り扱うものとする。

(登録期間)

- 第6条 人財センターの登録期間は、次の各号のとおりとする。
- 一 県内企業 人財センターの利用を希望する間
 - 二 U I J ターン就職希望者 県内企業に就職するまでの間
 - 三 概ね40歳未満の若年者 最終更新日から12ヶ月(登録者から申し出があった場合を除く)
- 2 登録期間満了前に人財センターの登録を取り消そうとする者は、人財センターへ登録の取消しを申し出るものとする。

3 人財センターは、前項の申し出を受け付けたときは、登録の取消しを申し出た者の登録情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去するものとする。

(登録内容の変更)

第7条 登録者は、登録情報に変更が生じたときは、速やかに人財センターへ登録情報の変更を申し出るものとする。

(登録の取消し)

第8条 人財センターは、虚偽の登録情報を申告するなど、人財センターの登録者としてふさわしくない行為を認めたときは、登録を取り消し、その旨を通知するものとする。

2 人財センターは、登録者へメールや電話、資料送付しても返信等がないときは、登録を取り消すことができるものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、人財センターの利用に関し必要な事項は、大分県が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年8月6日から施行する。